

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定に基づく経営を行なうため、次の考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実・強化に継続的に取り組みます。

- ・株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- ・株主をはじめ、お客様、従業員、地域社会等のステークホルダーとの信頼関係を構築します。
- ・会社情報を適時適切に開示し、透明性を確保します。
- ・独立社外取締役を2名以上選任し、取締役会による業務執行の監督機能を高めます。
- ・株主との建設的な対話を促進します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則1-2-4

議決権電子行使プラットフォームの利用は、議決権行使比率が約90%であることから行なっていません。また、招集通知の英訳についても、外国人株式保有比率が1%未満であることから行なっていません。引き続き、機関投資家や海外投資家の比率等の推移を踏まえ、それらの採否を判断します。

補充原則3-1-2

英語での情報開示は、外国人株式保有比率が1%未満であることから行なっていません。引き続き、海外投資家の比率等の推移を踏まえ、その必要性の検討を行いません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1-4

《上場株式の政策保有に関する方針》

当社の持続的な企業価値の向上に資すると判断される場合に、政策保有を行いません。政策保有に当たっては、リスクに見合った適正なリターンを追求する等、中長期的な経済合理性を確保します。

《政策保有株式に係る議決権行使基準》

提案されている議案が株式保有先企業の企業価値の向上に繋がるかを確認し、当該企業の経営状況等を勘案した上で、賛否を判断し議決権を行使します。

原則1-7

《関連当事者の取引についての適切な手続の枠組み》

当社及びその連結子会社（以下、当社グループと総称する。）がその役員や主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう。）等との取引を行なう場合には、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、取締役会の承認を得なければならないものとしています。なお、取締役会の承認の要否に拘らず、当社グループとその役員や主要株主等との取引については、取引後に取締役会に報告しています。

原則3-1

《経営理念》

住生活に関するビジネスを基軸として、生活文化の向上と地球環境の保全に貢献します。

《経営計画》

2016年度をスタートとする3か年の中期経営計画を策定しており、当社ホームページに掲載しています。

以下URLをご参照ください。

・2016年5月6日付「中期経営計画策定に関するお知らせ」

<http://www.ochiholdings.co.jp/frontcontents.php?id=144>

・2017年5月8日付「経営理念の変更及び中期経営計画の数値目標修正に関するお知らせ」

<http://www.ochiholdings.co.jp/frontcontents.php?id=184>

《コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方》

本報告書「基本的な考え方」をご参照ください。

《コーポレートガバナンスに関する基本方針》

当社ホームページに掲載しています。

以下URLをご参照ください。

http://www.ochiholdings.co.jp/corporate/pdf/governance_basic.pdf

《取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続》

本報告書【取締役報酬関係】「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

《取締役・監査役候補者の指名を行なうに当たっての方針と手続》

・当社は、社内外を問わず、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を取締役・監査役候補者として選定します。

- ・取締役・監査役候補者の選定に際しては、取締役会全体としての、或いは、監査役会全体としての高い専門性と多様性等に配慮します。なお、監査役のうち少なくとも1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければならぬものとします。
- ・全ての取締役は、毎年、株主総会決議による選任の対象とします。
- ・取締役・監査役候補者については、独立社外取締役の適切な関与・助言を得るよう努めた上で、取締役会で決定します。

《取締役・監査役候補者の指名についての個々の説明》

取締役・監査役候補者の指名についての説明は、当社ホームページに掲載しております株主総会招集ご通知をご参照ください。

補充原則4-1-1

《経営陣に対する委任の範囲の概要》

取締役会は、法令及び取締役会規則等に従い、取締役会にて決定すべき事項以外の業務執行の決定を社長、その他の業務執行取締役及び執行役員に委任しています。

原則4-9

《社外取締役・社外監査役の独立性に関する基準》

本報告書【独立役員関係】をご参照ください。

補充原則4-11-1

《取締役会の構成についての考え方》

当社の取締役会は、取締役の人数を12名以下とし、そのうち2名以上を独立社外取締役とすることとしています。また、社内外を問わず、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を取締役候補者として選定しています。その選定に際しては、取締役会全体としての高い専門性と多様性等に配慮しています。

現在、当社の取締役会出席者の構成は、以下のとおりとなっています。なお、独立社外取締役3名を含む社外取締役が4名、監査役が4名と非業務執行役員が半数を占めています。

社内出身の取締役	8名
独立社外取締役	3名（うち女性 1名）
社外取締役	1名
取締役 計	12名

独立役員の常勤社外監査役	1名
社内出身の非常勤監査役	1名
独立役員の社外監査役	1名
社外監査役	1名
監査役 計	4名

補充原則4-11-2

《取締役・監査役の上場会社役員との兼任状況》

社外監査役 吉田泰彦 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ 取締役執行役員
昭和鉄工株式会社 社外監査役

なお、社外取締役及び社外監査役を含む取締役及び監査役は、当社以外に3社を超えて他の上場会社の取締役または監査役を兼任してはならないものとしています。

補充原則4-11-3

《取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要》

全ての取締役・監査役を対象に、2016年度に開催された取締役会の構成・運営等の実効性についてアンケートを実施し、全員からの回答により得られた意見等に基づき、分析・評価を実施しました。

その結果、取締役会全体としての実効性は概ね確保されていると評価しました。ただし、前年度の評価における課題「月次業績等の報告は要点を押さえたものとし、経営上の課題、戦略、施策等について議論をより深めるべき」については改善が図られているものの、引き続き課題と認識しました。なお、評価結果を踏まえて、経営会議を社長の諮問機関として設置し、取締役会決議事項の一部を同会議に委譲しています。

補充原則4-14-2

《取締役・監査役に対するトレーニングの方針》

・取締役及び監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンス、その他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならないものとしています。

・新任の取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含む。）に対しては、就任後速やかに、会社法関連法令、コーポレートガバナンス等に関して十分に理解を深める機会を提供するとともに、当社の経営戦略、財務状態、その他の重要な事項について社長またはその指名する業務執行取締役が説明を行ないます。また、必要に応じて、これらを継続的に更新する機会を提供するものとします。

原則5-1

《株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針》

・株主との対話全般について、IR担当取締役が統括します。

・株主との対話に当たっては、経営企画部、人事・総務部、財務部等が適切に情報交換を行ない、連携して対応します。なお、実際の面談は、個別具体的な事情を踏まえて合理的な範囲で、取締役等が対応します。

・対話の手段を充実させるため、投資家説明会を開催します。

・対話において把握された株主の意見等については、取締役会に報告します。

・対話に際しては、インサイダー取引防止規則に基づき、インサイダー情報の管理を徹底します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
越智 八千代	2,780,539	20.43
越智 通広	1,371,303	10.07

オチワークサービス株式会社	1,105,330	8.12
SMB建材株式会社	491,867	3.61
伊藤忠建材株式会社	423,939	3.11
住友林業株式会社	414,765	3.05
吉野石膏株式会社	300,030	2.20
OCHIホールディングス社員持株会	256,260	1.88
株式会社福岡銀行	248,800	1.83
永大産業株式会社	211,680	1.56

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数 <small>更新</small>	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
奥野 正寛	他の会社の出身者								△			
松田 美幸	他の会社の出身者											
江藤 洋	他の会社の出身者								△			
松岡 祐作	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥野 正寛	○	当社グループを主要な取引先とする大建工業株式会社の出身者であります。なお、直近事業年度における同社の連結売上高に占める当社グループへの売上高の割合は、約2%であります。	住宅関連業界で培った高い専門知識と豊富な経験を有しており、当社の経営について有用な助言・指導を受けることができるため、社外取締役として選任しております。 (独立役員指定の理由) 大建工業株式会社の取締役兼常務執行役員、顧問等を歴任しておりますが、2011年3月に退社しております。したがって、独立役員の要件を充たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
			直接会社の経営に関与したことはありませんが、コンサルタント、委員として企業、自治体、大学の戦略経営と組織改革に数多く携わっており、女性の活躍推進に係る提言をはじめ、当

松田 美幸	○	——	社の経営について有用な助言・指導を受けることができるため、社外取締役として選任しております。 (独立役員指定の理由) 独立役員の要件を充たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
江藤 洋	○	当社が2017年1月から7月までの予定でシステム再構築に向けた基本構想策定に係るコンサルティング業務を委託したデロイトトーマツコンサルティング合同会社の前身の代表取締役社長等を歴任しておりますが、2011年12月に退社しております。なお、当社が支払った業務委託料は同社の年間収入の1%未満であります。	中小企業診断士として、経営戦略の立案等のコンサルティング業務に長年、従事してきた経験から、企業経営に関する豊富な知識と幅広い見識を有しており、当社の経営について有用な助言・指導を受けることができるため、社外取締役として選任しております。 (独立役員指定の理由) 独立役員の要件を充たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
松岡 祐作		当社グループが2015年8月から2016年3月まで商品開発に係るコンサルティング業務を委託した株式会社松岡祐作デザインオフィスの代表取締役であります。なお、当社グループが支払った業務委託料は同社の年間収入の約3%であります。	一級建築士及び設計事務所の代表取締役として、設計、工事監理の分野において豊富な知識と幅広い見識を有しており、当社の事業展開について有用な助言・指導を受けることができるため、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・社外監査役を含む全ての監査役は、会計監査人から監査計画の説明、四半期レビュー報告及び監査報告を受けています。その他、必要に応じて、会計監査人と課題・問題点等について情報交換を行なっています。
- ・常勤監査役は、内部監査の報告書を開覧するとともに、四半期に1回、内部監査室長との意見交換会を開催し、内部監査部門との連携を確保しています。
- ・会計監査人は、定期的に内部監査室長との意見交換会を開催し、内部監査部門との連携を確保しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
石倉 正行	他の会社の出身者														
吉田 泰彦	他の会社の出身者							○							
久留 和夫	公認会計士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石倉 正行	○	——	伊藤忠商事株式会社で長年、企業法務に従事し、伊藤忠建材株式会社の常勤監査役を務めた経験から、企業法務に関する豊富な知識と幅広い見識を有しており、当社の経営について有用な助言・指導を受けることができるため、常勤の社外監査役として選任しております。 (独立役員指定の理由) 当社グループを主要な取引先とする伊藤忠建材株式会社の出身者ではありますが、顧問、監査役であり業務執行者ではありません。したがって、独立役員の要件を充たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。なお、2015年度における同社の連結売上高に占める当社グループへの売上高の割合は、約2%であります。
吉田 泰彦		当社グループの主要取引銀行である株式会社福岡銀行の代表取締役副頭取であります。	金融及び経営全般における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営について有用な助言・指導を受けることができるため、社外監査役として選任しております。
久留 和夫	○	——	直接会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士として、財務及び会計に関する高度な専門知識と長年の監査業務の経験を有しており、当社の経営について有用な助言・指導を受けることができるため、社外監査役として選任しております。 (独立役員指定の理由) 独立役員の要件を充たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

5名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

なお、当社における社外取締役または社外監査役のうち、現在または過去3年間に於いて、以下の各項目のいずれにも該当しない者は、独立性を有する者と判断します。

1. 当社グループを主要な取引先とする者(直近の事業年度における当該取引先の連結売上高に占める当社グループへの売上高の割合が2%を超える者)またはその業務執行者
2. 当社グループの主要な取引先(直近の事業年度における当社グループの連結売上高に占める当該取引先への売上高の割合が2%を超える者)またはその業務執行者
3. 当社グループの主要な借入先(直近の事業年度末における連結ベースでの借入残高が上位3位以内の借入先)またはその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社グループから得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者)
5. 当社グループの会計監査人またはその社員等
6. 当社の大株主(直近の事業年度末における議決権所有割合5%以上の株主)またはその業務執行者
7. 当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者(当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
8. 当社グループとの間で取締役及び監査役を相互に派遣している会社の業務執行者
9. 次に掲げるいずれかの者(重要でない者を除く。)の配偶者または二親等以内の親族
 - (1) 上記1から8に該当する者
 - (2) 当社グループの取締役、監査役、執行役員または使用人
10. 当社の社外取締役及び社外監査役としての通算の在任期間が12年を超える者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する

施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入しております。本制度は、取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員を対象とし、当該役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、当該役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2016年度の取締役の報酬等の額は以下のとおりです。なお、報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
取締役(社外取締役を除く)9名 53百万円(うち役員株式給付引当金繰入額12百万円)
社外取締役 4名 5百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・取締役の報酬の額は、世間水準、経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮して決定する方針としています。
・個人別の報酬等の額については、株主総会で決定した報酬総額の範囲内において、独立社外取締役の適切な関与・助言を得よう努めた上で、取締役会で決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

・社外取締役がその職務を適切に遂行することができるよう、人事・総務部が支援しています。
・社外監査役を含む監査役がその職務を適切に遂行することができるよう、その補助使用人を内部監査室兼務で設置しています。
・社外取締役及び社外監査役に対して、取締役会の議題及び議案に関する資料を事前に配付しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

経営上の意思決定、業務執行及び監督に係る経営組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

(1) 取締役会

取締役会は、12名(うち社外取締役4名)で構成されております。毎月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の意思決定及び業務執行の監督を行なっております。

(2) 内部監査室

当社グループの全ての役員及び従業員は、法令、定款、社内規則等を遵守し、適正かつ効率的な業務運営を行なうこととしていますが、その監視機関として社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査規則に基づき定期及び特命監査を実施することにより、当社グループ内の不正・誤謬を未然に防ぎ、また、監査役とも密接に連携し、情報の共有化と問題意識の統一を図ることにより、効率性の高い監査を実施しております。

(3) 監査役会

監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役3名(4名のうち社外監査役3名)で構成されております。各監査役は、監査役会で定めた監査の方針・計画に従い、取締役会その他の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、社内各部署の監査、グループ会社の調査等により、取締役の職務の執行及び内部統制についての監査を実施しております。

(4) 経営会議

経営会議は、社長の諮問機関として設置され、社長を含む業務執行取締役、執行役員等で構成されております。当社及びグループ会社の業務執行に関する重要な事項を審議しております。

(5) 内部統制部

当社グループにおける業務の適正を確保することを目的として、内部統制部を設置しております。当社及びグループ会社の内部統制に係る年間のスケジュールの立案、内部統制システムの整備及び運用に関する指導・教育を実施しております。

(6) リスクマネジメント部

当社グループのコンプライアンス推進と、法令遵守経営の実効性を確保するため、リスクマネジメント部を設置しております。法令違反行為の有無の調査、防止策の提案、法令遵守に係る必要な指導・教育を実施しております。

(7) リスクマネジメント委員会

リスクマネジメント体制をさらに確固たるものとするため、組織横断的かつ包括的なリスク管理を行なうリスクマネジメント委員会を設置しております。同委員会は、原則として毎月1回開催し、個別リスクに対する管理状況の把握やリスクの未然防止に関する指導・監督を行なっております。

(8) 会計監査

会計監査は新日本有限責任監査法人に依頼しております。期中の会計処理及び決算内容について会計監査を受け、適正な会計処理及び健全

な経営の確保に努めております。

【2017年3月期における会計監査の状況】

監査法人: 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 芳野 博之

公認会計士 徳永 陽一

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名 その他 16名

(8) 監査役の機能強化に向けた取組状況

本報告書【監査役関係】及び【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】をご参照ください。

(9) 責任限定契約

当社は、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに法令に定める最低責任限度額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役4名を含む取締役会が業務執行の意思決定及び監督を行ない、社外監査役3名を含む監査役が業務執行の監査を行なう現状の体制が十分に機能していると考えております。なお、社外取締役及び社外監査役は、客観的・中立的な立場から助言・指導を行なうことにより、経営全般に対する監督・監査機能を高めております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第7期定時株主総会は、2017年6月28日に開催しております。
その他	招集通知を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示方針として「ディスクロージャーポリシー」を定め、当社ホームページに掲載しております。透明性、公平性、継続性を基本とした迅速な情報開示に努めてまいります。 以下URLをご参照ください。 http://www.ochiholdings.co.jp/stockholder/policy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を定期的に開催しております。説明会資料につきましては、当社ホームページに掲載しております。 以下URLをご参照ください。 http://www.ochiholdings.co.jp/stockholder/library/	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算、第2四半期決算について説明会を開催しております。説明会資料につきましては、当社ホームページに掲載しております。 以下URLをご参照ください。 http://www.ochiholdings.co.jp/stockholder/library/	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、事業報告書、招集通知・決議通知、過去の財務データ、決算情報以外の適時開示情報等、株主や投資家等にとって有益と考えられる情報を当社ホームページに掲載しております。 以下URLをご参照ください。 http://www.ochiholdings.co.jp/stockholder/library/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定し、長期的な企業価値の向上のために、当社の株主のみならず、当社グループのお客様、従業員、取引先、債権者、地域社会、その他の様々なステークホルダーの立場を考慮することを規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「環境経営方針」を定め、事業活動を通して、温室効果ガス削減等の地球環境保全に取り組んでいます。また、清掃等のボランティア活動や節電への取組みを積極的に行なっています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャーポリシー」を定め、適時適切な情報開示を行なっています。
その他	<p>《女性活躍推進》</p> <p>当社では、福岡県男女共同参画センターあすばるセンター長を務める松田美幸氏が独立社外取締役就任しております。また、グループの中核事業会社である越智産業株式会社において、2017年度末までに「採用応募者に占める女性割合を40%以上とする。」「係長級の役職者に占める女性割合を15%以上とする。」との目標を定めて、女性の採用増加や女性が活躍できる雇用環境の整備に取り組んでおります。</p>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制(内部統制システム)を整備することを目的として、2010年10月1日開催の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決議し、2015年4月22日及び2016年7月25日開催の取締役会において改定いたしました。

内部統制システム構築の基本方針の概要、及び、内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 内部統制システム構築の基本方針の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・独立社外取締役を2名以上選任し、取締役会による業務執行の監督機能を高めます。
- ・経営理念、企業理念、行動理念、及び、倫理基準を制定し、企業倫理の確立を図ります。
- ・コンプライアンス規則を制定し、コンプライアンス教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンスの徹底に努めます。
- ・内部通報制度を導入するとともに、法令・定款等の違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、適切に対応します。
- ・社長直轄の内部監査室を設置します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る文書及び電磁的記録その他の重要な情報については、法令及び文書管理規則その他の社内規程に基づき、適切に作成、保存または廃棄します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理の統括及びコンプライアンスの推進のため、リスクマネジメント部を設置します。
- ・リスクマネジメント基本規則を制定し、潜在的なリスクを未然に防止するとともに、緊急事態が発生した場合には、当該規則に従い迅速かつ適切に対応します。

・組織横断的なリスクマネジメント委員会を設置し、リスクに対する管理状況の把握や未然防止に関する指導・監督を行ないます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ・取締役会は、法令及び取締役会規則等に従い、取締役会にて決定すべき事項以外の業務執行の決定を社長、その他の業務執行取締役及び執行役員に委任します。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・グループ会社管理規則を制定し、当該規則に基づき、重要な承認事項については子会社から当社へ所定の承認を求めるとし、また、重要な報告事項については子会社を所管する各事業部から当社の取締役会等に報告することとします。

- ・リスクマネジメント基本規則に基づき、リスクマネジメント部及びリスクマネジメント委員会が、当社グループにおけるリスクを総括的に管理します。

- ・子会社を所管する各事業部が経営情報の一元的な把握を図るとともに、子会社が必要とする支援・指導を行ないます。

- ・当社の倫理基準及び内部通報制度を子会社に共通して適用します。

(6) 監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ・監査役監査の実効性を高めるために、補助使用人に対する監査役の指示権を明確にするとともに、当社グループ内からの監査役への報告体制を整備し、さらに必要な監査費用の請求・支払に応じます。

- ・監査役に報告を行なった者に対して不利な取扱いを行なわないものとします。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行ないます。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・リスクマネジメント部を中心として、法令違反行為の有無の調査、防止策の提案、法令遵守に係る必要な指導や啓蒙活動を実施しております。
- ・当社グループの全ての役員及び使用人に「OCHIグループ倫理基準」の携帯カードを配付し、倫理基準の内容に加えて、内部通報窓口として「越智ホットライン」及び顧問弁護士の窓口を明記し、周知徹底を図っております。

- ・人事・総務部主管の教育体系にコンプライアンス研修を組み込み、実施しております。また、重要な子会社の所長会議などで、担当取締役からコンプライアンスに関する注意喚起を行なっております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会等の重要な会議の議事録、職務権限規則に基づき決裁された稟議書等、各種契約書、その他職務の執行に係る重要文書を、法令及び文書管理規則に従い、適切に保管及び管理を行なっております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・月1回、リスクマネジメント委員会を開催し、当社グループのリスク管理を徹底し、併せて、コンプライアンスに関する事案の報告と対策を協議しております。なお、議事要旨については、取締役会及び経営会議で担当取締役から報告されております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ・業務執行の機動性を高めるために、執行役員制度を導入しております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社の取締役または使用人が子会社の取締役、監査役を兼務することにより、監査・監督機能を強化しております。

- ・社長直轄の内部監査室が年間計画に従って、重要な子会社に対し内部監査を実施しております。

(6) 監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ・社外監査役を含む全ての監査役は、会計監査人から監査計画の説明、四半期レビュー報告及び監査報告を受け、その際に、必要に応じて、会計監査人と課題・問題点等について情報交換を行なっております。

- ・常勤監査役は、内部監査の報告書を閲覧するとともに、四半期に1回、内部監査室長との意見交換会を開催し、内部監査部門との連携を確保しております。

- ・常勤監査役は、内部通報の内容及び対応状況等について必要な報告を受けております。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社グループの財務報告の信頼性と適正性を確保するため、当社及び子会社に関連の諸規定を整備させ、また、当社及び重要な子会社に対し、金融商品取引法に基づき財務報告に係る内部統制(全社統制、業務処理統制、IT全般統制)の整備、運用及び評価を継続的に実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

- ・反社会的勢力を断固として排除・遮断することとし、反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、毅然とした態度で組織的に対応します。

- ・反社会的勢力に対応する際には、必要に応じて、警察等の外部専門機関と緊密に連携します。

2. 整備状況

- ・当社グループは、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関との連携により反社会的勢力の排除に向けて取り組んでおります。

・人事・総務部長を責任者として、反社会的勢力に関する情報を収集・管理し、反社会的勢力に該当するかの確認を実施しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特別な買収防衛策を実施する予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりであります。

1. 会社情報の集約に関する社内体制

(1) 決定事実

当社における重要な業務執行につきましては、取締役会において決定しております。当社の経営企画担当取締役は情報取扱責任者となっており、決定事実について常に把握に努めております。

(2) 発生事実

当社における重要な発生事実につきましては、当社の各部長、室長を重要事実の管理責任者にしており、重要事実が発生した場合には管理責任者より速やかに情報取扱責任者に報告することとなっております。

(3) 決算情報

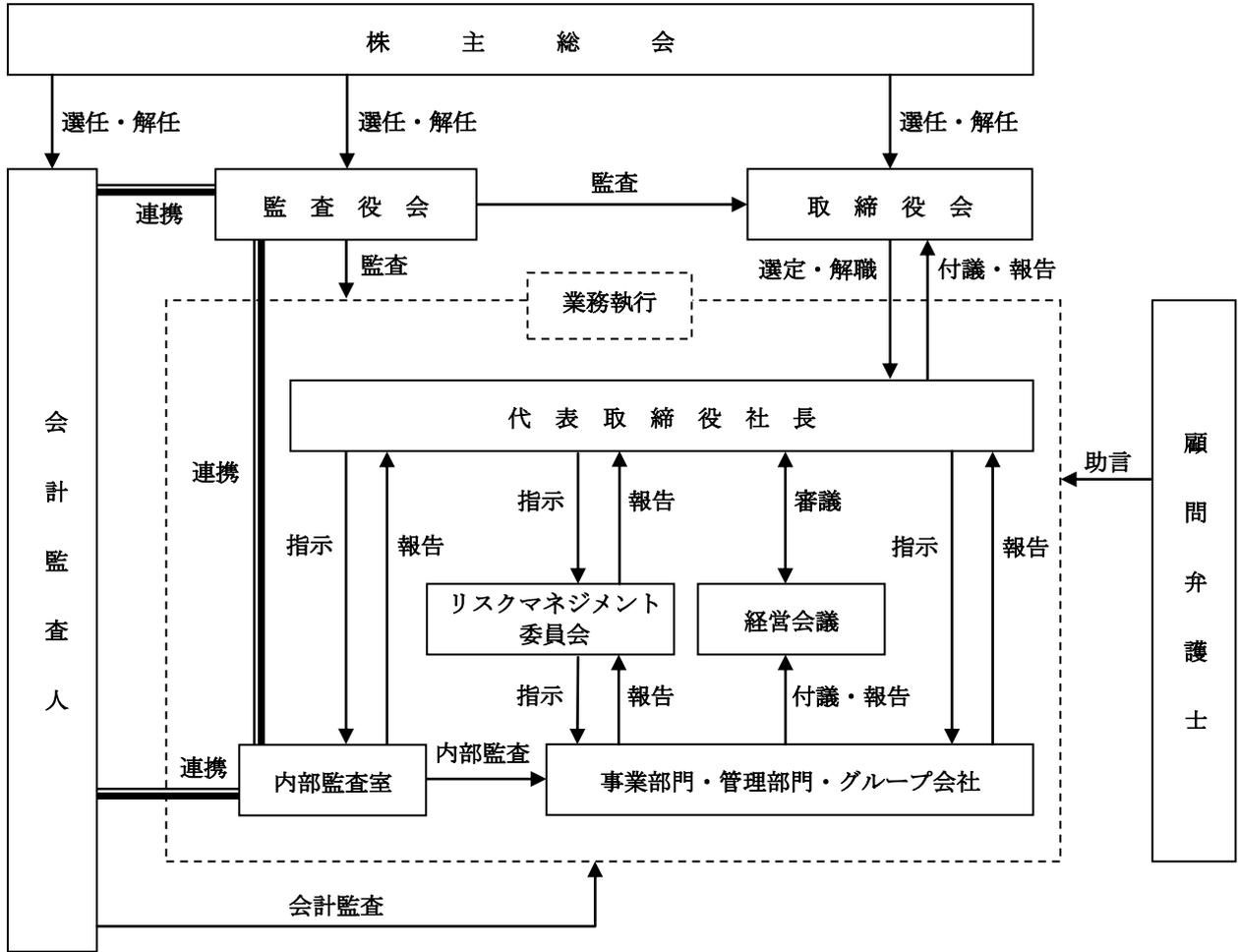
当社の決算情報につきましては、財務部が主管部門として決算情報のとりまとめと作成を行ない、最終的に取締役会において決定しております。

2. 会社情報の適時開示に関する社内体制

(1) 前項の各情報につきましては、情報取扱責任者の下で経営企画部により、金融商品取引法及び適時開示規則に基づく開示の必要性につき検討を行っております。また、客観的な判断を求めため、必要に応じて東京証券取引所によるアドバイスを受けております。

(2) 適時開示が必要と判断された情報につきましては、決定事実と決算情報については、取締役会による決定後、発生事実につきましては、情報取扱責任者及び代表取締役が確認の後、速やかに各担当部長より公表手続きを行ないます。

《コーポレート・ガバナンス体制図》



《会社情報の適時開示に係る社内体制》

